

2023年 JAF東北ジムカーナ選手権
2023年 JMRC東北ジムカーナシリーズ
2023年 JMRC全国オールスター選抜

共 通 規 則 書

◎2023年 競技会開催日程

1) JAF 東北ジムカーナ選手権

	開催日	オーガナイザー	開催場所
第1戦	4月 2日	菅生スポーツクラブ	SUGO 西コース
第2戦	5月 7日	菅生スポーツクラブ	SUGO 西コース
第3戦	5月 28日	みちのくレーシングクラブ スポーツ	新協和カートランド
第4戦	6月 25日	奥州ビクトリーサークルクラブ	モーターランドSP
第5戦	7月 23日	菅生スポーツクラブ	SUGO 西コース
第6戦	9月 10日	モータースポーツクラブあきた	新協和カートランド
第7戦	9月 24日	奥州ビクトリーサークルクラブ	モーターランドSP

2) JMRC東北ジムカーナシリーズ

	開催日	オーガナイザー	開催場所
第1戦	4月 2日	菅生スポーツクラブ	SUGO 西コース
第2戦	5月 7日	菅生スポーツクラブ	SUGO 西コース
第3戦	5月 28日	みちのくレーシングクラブ スポーツ	新協和カートランド
第4戦	6月 4日	コルトモータースポーツクラブ青森	岩木山スキー場
第5戦	6月 25日	奥州ビクトリーサークルクラブ	モーターランドSP
第6戦	7月 9日	コルトモータースポーツクラブ青森	岩木山スキー場
第7戦	7月 23日	菅生スポーツクラブ	SUGO 西コース
第8戦	9月 3日	コルトモータースポーツクラブ青森	岩木山スキー場
第9戦	9月 24日	奥州ビクトリーサークルクラブ	モーターランドSP

◎オーガナイザー事務局

各大会特別規則書参照のこと

公 示

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則に準拠した JAF の国内競技規則およびその細則、2023年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、本選手権共通規則、スピード競技開催規定及び本競技会特別規則に従い準国内競技として開催される。

第 1 章 大会告知

第 1 条 競技会特別事項

本選手権競技会のオーガナイザーは当該競技会の特別規則に本共通規則第 1 章の各項目を明記すること。

- 1) 競技会名称
- 2) 競技種目 ジムカーナ
- 3) 競技の格式 JAF 公認：準国内競技 公認番号
- 4) 開催日程
- 5) 競技会開催場所
- 6) オーガナイザー
- 7) 大会役員
- 8) 組織委員会
- 9) 競技会主要役員
- 10) 大会参事務局・参加申込及び参加費用他
- 11) 競技会のタイムスケジュール
- 12) その他の事項

第 2 章 競技参加に関する基準規則

第 2 条 参加車両

当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第 1 1 条ならびに全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第 2 章第 2 条に従う。

第 3 条 クラス区分

1) JAF 東北ジムカーナ選手権

SATW-2クラス*1：UTQG の TREAD WEAR が 280 以上のタイヤを使用する 2 輪駆動の SA 車両

SATW-4クラス*1：UTQG の TREAD WEAR が 280 以上のタイヤを使用する 4 輪駆動の SA 車両

SATW-AT クラス*1：UTQG の TREAD WEAR が 280 以上のタイヤを使用する自動変速機付きの SA 車両

PN1 クラス *2 : 1600cc 未満で前輪駆動の PN 車両 (FIA/JAF 公認発行年または JAF 登録年が 2007 年 1 月 1 日以降の車両)

PN2 クラス *2 : 1500cc 未満で後輪駆動の PN 車両 (FIA/JAF 公認発行年または JAF 登録年が 2007 年 1 月 1 日以降の車両)

PN3 クラス *2 : 1500cc 以上で 2 輪駆動の PN 車両 (FIA/JAF 公認発行年または JAF 登録年が 2007 年 1 月 1 日以降の車両)

PN4 クラス *2 : PN1 クラス、PN2 クラス、PN3 クラスに該当しない PN 車両 (FIA/JAF 公認発行年または JAF 登録年
が 2007 年 1 月 1 日以降の車両)

BSC-2WD クラス : 前輪駆動の B・SC 車両

後輪駆動の B・SC 車両

BSC-4WD クラス : 4 輪駆動の B・SC 車両

※ 1 の記号があるクラスは、以下のタイヤ規制を適用する。 UTQG の TREAD WEAR が 280 以上（タイヤの刻印にて確認）のタイヤを装着した気筒容積区分なしの PN・AE・SA 車両

※ 2 の記号があるクラスは 2023 年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第 2 章第 2 条 2) を適用する。

2) JMRC東北ジムカーナシリーズ

- 1 クラス : 1000cc 未満 (過給器付軽自動車も可) * 1
- 2 クラス : 1000cc 以上の前輪駆動の車両 * 1
- 3 クラス : 1000cc 以上の後輪駆動の車両 * 1
- 4 クラス : 1000cc 以上の4輪駆動の車両 * 1
- 5 クラス : 排気量及び駆動方式区分なしの車両 (S タイヤクラス)
- 6 クラス : クローズドクラス

*1 の記号のあるクラスは、S タイヤの使用は認めない。

2021年12月31日以降で、1銘柄で単一コンパウンドかつ国内販売が30サイズ以上のラインナップを有するタイヤであること。
または、UTQG の TREAD WEAR が 200 以上のタイヤを使用する。(タイヤの刻印で確認)
いわゆる海外タイヤの使用も認める。

なお、2022年12月31日以降に発売されるタイヤについてはJMRC東北ジムカーナ部会の判断を仰ぐこと。

全てのクラスAT 車両で参加出来ます。

1~4 クラスはナンバー付き車両/B 車両まで。5 クラスはナンバー付き車両/B 車両及びSC 車両まで
(ナンバー付き車両/B 車両とは、車検に適合する範囲で改造している車両)

第4条 参加者及び競技運転者 (ドライバー)

- 1) 参加者は、有効な JAF 発給の競技参加者許可証所持者でなければならない。ただし、競技運転者は参加者を兼ねることができる。
- 2) 競技運転者は、有効な自動車運転免許証と有効な JAF 発給の競技運転者許可証所持者でなければならない。
- 3) 前年度の全日本選手権各部門各クラスの上位1位に認定されたシードドライバーの参加は認められない。
- 4) 満20歳未満の競技運転者は、参加申込に際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。
- 5) 競技運転者は本人に対する競技中の死亡に対して有効な保険に加入することを義務付ける。ただし、JMRC 共済をこれに代えることができる。

第5条 同一競技会の参加制限

- 1) 同一運転者は1つの競技会で1つのクラスのみ参加できる。
- 2) 同一車両による重複参加は2名まで認められる。

第6条 参加申込方法及び参加受理

- 1) 所定の参加提出書類の参加料を添えて、大会事務局まで送付すること。参加料は現金書留の他振込等も認められる。詳細は特別規則書にて示す。
- 2) 参加車両名は15文字以内とし、必ず車両名 (形式ではなく通称名: GR86・ロードスター等) を入れること。
- 3) 組織委員会は国内競技規則4-19に従い、参加申込者に理由を示すことなく参加を拒否した場合は、速やかにその理由を付してJAFに報告しなければならない。この場合の参加料は返金される。なお、正式受理後参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返金されない。
- 4) 参加受理の諾否は参加受理書、または受理メールにて通知するか、JMRC東北Webへエントラントリスト掲載を行うことで通知とみなされる。また何等かの理由で不受理とした場合は参加者に対して不受理の連絡を行うものとする。
- 5) 参加申込書発送の証明は受理の証明としては認められない。
- 6) 参加者は参加受理後、不可抗力により参加できないときは、参加確認受付終了までにオーガナイザーにその旨を連絡しなければならない。
- 7) 参加申込締切日を超過した場合、遅延料を請求することができる。(不受理になる場合もある)

第7条 参加者に対する指示及び公示

- 1) 競技会審査委員会国内競技規則4-9及び10-10に従って、公式通知を以って参加者に指示を与えることができる。
- 2) 当該競技会に関する公示、JAFが行う指示事項および暫定結果を含む競技結果成績は、公式通知掲示板に公示される。
- 3) 競技会審査委員会および組織委員会の決定事項または公示、あるいは参加者に関する特別事項も書面をもって参加者に伝達される。

第3章 競技に関する基準規則

第8条 車両検査

- 1) 競技会技術委員長は、公式車両検査を実施する。また公式車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合し参加申告したものとみなされる。
- 2) 参加者は出走可能な状態で特別規則または公式通知に示されるタイムスケジュールに従い指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査で不合格の場合、公式車両検査を受けない場合、または競技会技術委員長の修正指示に従わない場合は当該競技に参加できない。
- 3) すべての参加者は公式車両検査と同時に競技運転者の装備（本規則第16条）についても検査を受けること。
- 4) 競技番号（ゼッケン）は公式車両検査までに車両の左右に貼り付けすること。競技期間中に、競技役員から競技番号についての修正指示が出た場合は、これに従うこと。
- 5) 競技会技術委員長は車両の改造等が不相当と判断した箇所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は、修正の後再度車両検査を受けなければならない。
- 6) 競技会技術委員長は競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査することができる。
- 7) 競技会審査委員会の承認のもと、競技会技術委員長は、競技終了後上位入賞車両に対し最終車両検査を実施する。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。
- 8) 競技会技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費はすべて参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果不合格の場合は、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
- 9) 参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため、車両規定に定める証明資料等を提示し証明しなければならない。
- 10) 競技車両は公式車両検査終了後から正式結果発表までの間は、指定駐車待機場所で保管されているものとし（コース走行中または走行のための移動を除く）車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは、オーガナイザーの管理下に置かれる。
- 11) 参加者は、当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第5章第32条2に基づき、公式車両検査合格後に競技会技術委員長の許可を得て車両の調整、変更、交換作業を行った場合は、作業が終了した後に競技会技術委員長に申告して車両の規則適合性について再確認を受けること。
- 12) 参加者は、競技走行中に転倒等により車両の安全性が損なわれたと判断した場合は、競技会技術委員長に申告してその安全性について確認を受けること。

第9条 競技コース

- 1) 競技コース（公式練習、公式予選を含む）は、競技会審査委員会に承認されたものが、公式通知掲示板に掲示された上、慣熟走行（歩行）までに公式通知として参加者に配布される。
- 2) 競技コース図に記載される事項は、以下の通りとする。
 - (1) スタート・走路・各審判員の判定場所（ポスト）
 - (2) 救急・レスキュー等の車両待機場所

- (3) 技術委員長待機場所
- (4) 重複参加者（Wエントリー）交代場所
- (5) 停止線（パドック導入路前）
- (6) 出走前のサービス可能な最終地点

第10条 ドライバースブリーフィング

当該年の日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第26条に従う。

第11条 慣熟走行または慣熟歩行

当該年の日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第28条に従う。

第12条 スタート

- 1) スタートは原則としてゼッケン順に行うものとする。
- 2) スタートは、ランニングスタートとする。
- 3) 保安上もしくは不可抗力により、当初定められたクラスごとのスタート順を変更する場合は、競技会審査委員会の承認のもとその内容を公式通知で示す。

第13条 リタイヤ

競技会の途中で競技を棄権する場合、明確に意思表示を行い、その旨を書面にて競技役員に申し出て棄権しなければならない。

第14条 一般安全規定

- 1) オープンカーは乗員保護のため4点式以上のロールバーを装着しなければならない。
- 2) スピードSA・SAX車両、スピードSC車両およびスピードD車両には、適用車両規則に応じた4点式以上の安全ベルトを装着すること。スピードPN車両、スピードN車両、スピードB車両およびスピードAE車両は、適用車両規則に応じた4点式以上の安全ベルトの装着を強く推奨する。
- 3) 競技走行中は運転者側の窓およびサンルーフを全閉しなければならない。
- 4) 競技走行中以外の競技会場内での車両の移動は最徐行とし、ウォームアップランおよびブレーキテストなどを禁止する。
- 5) ゴール（フィニッシュライン）後の直線区間（減速レーン）では一旦停止せずに最徐行にて移動し、当該区間（減速レーン）通過後のパドックへの導入路にて一旦停止後、パドックへ移動すること。
- 6) エンジン始動中にジャッキアップを行う場合は、リジットジャッキ（通称ウマ）を用いドライバーまたはメカニックが乗車すること。それ以外のエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。
- 7) パドック内に燃料を保管する場合は、消防法に適合した金属製の携行缶に保管することとし、総量20リッター以上の燃料を持ち込んで서는ならない。
- 8) パドック内で給油する場合は、粉末消火器（国家検定合格済の薬剤質量3kg以上）を準備し、給油すること。

第15条 「再出走」と「同一車両による重複参加」による作業

再出走と同一車両による同一クラスへの重複参加による作業は当該年の全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権統一規則第3章第18条に従う。同一車両による別クラスへの参加の場合はこの限りではない。

第16条 競技運転者の装備

- 1) 競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を強く推奨する。着衣は、手首足首等の皮膚が露出しないこと。またその着衣は難燃材であることが望ましい。
- 2) 競技ヘルメットは、当該年度JAF国内競技車両規則第4編付則の「スピード競技競技用ヘルメットに関する指導要項」に適合するものの着用を義務付ける。この適合性はラベルで表示されるかまたは証明できなければならない。

第17条 競技の中断

- 1) 事故、故障車等によってコースが閉鎖された場合、または天候その他の理由で競技を継続することが不可能となるような事態で競技を中断する必要性が生じた場合、競技長は赤旗表示を決定し、同時に全オブザーションポストにおいて赤旗が表示される。
- 2) 競技中断の合図と同時に走行中の車両は直ちに競技走行を中止し、オフィシャルの指示に従わなければならない。

第18条 計時

- 1) 計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 2) 計測は、自動計測機器を使用し、1/1000秒以上まで計測し、その計測結果を成績とする。万一、自動計測機器の故障等が発生した場合に限り、2個以上のストップウォッチの平均タイムもしくは別個の独立した自動計測機器のタイムを成績とする。
- 3) 所定の時間までに参加確認受付の手続きを怠った参加者は結果成績表からその名前が抹消される。

第19条 順位決定

当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第30条に従う。

第20条 競技上のペナルティー

- 1) スタート指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
- 2) スタート合図後速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 3) 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 4) コース上のマーカー（パイロン）の移動、または転倒と判定された場合は、当該ヒートの走行タイムにマーカー1個につき5秒を加算する。
- 5) コースから脱輪した場合、1輪につき1回5秒を走行タイムに加算する。
- 6) 4輪がコースから脱輪した場合（コースアウト）は、当該ヒートを無効とする。
- 7) ミスコースと判定された場合は、当該ヒートを無効とする。
- 8) 走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合、当該ヒートを無効とする。
- 9) コントロールラインに設置してある計測機器に車両が接触した場合、接触した車両の当該ヒートを無効とする。

第4章 抗議

第21条 抗議

参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有する。

- 1) 抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料を添えて競技長に提出すること。
- 2) 抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。
- 3) 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は技術委員長が算定する。
- 4) 審判員の判定、および計時装置に関する抗議はできない。
- 5) 競技会審査委員会の裁定結果は、抗議者に宣告される。

第22条 抗議の制限時間

- 1) 競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- 2) 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

第5章 競技会の成立、延期、中止、または短縮

第23条 競技会の成立、延期、中止、または短縮

当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第31条に従う。

第6章 儀典および賞典

第24条 儀典

- 1) オーガナイザーは、優秀な成績を収めた者の栄誉を称え、地方選手権競技会として相応しい設営と運営を行うこと。
- 2) 参加者および競技運転者は、オーガナイザーの指示に従い遅滞なく行動しなければならない。

第25条 賞典

- 1) JAF賞：全クラスの1位～3位に対してJAFメダルが授与される。ただし、当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第15条2.に従い当該クラスが成立していること。
- 2) オーガナイザー賞：オーガナイザーは当該競技会の特別規則に内容を記載すること。
- 3) 表彰対象者が表彰式に欠席した場合には、表彰を放棄したのものとして、オーガナイザーの用意した副賞は授与されない。

第7章 参加者および競技運転者の遵守事項

第26条 遵守事項

- 1) 競技に参加する個人、団体はそれがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、本規則の下で開催される競技会、競技中に生じた事態についてJAFおよびオーガナイザーならびにその所属員および競技役員に対していかなる責任も追及しないこと。
- 2) 参加者は、当該選手権にかかわるすべての者に全ての法規および規則を遵守させる責任を有する。
- 3) 参加者およびドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。
- 4) 参加者およびドライバーは、競技期間中競技会場において薬物等によって精神状態を繕ったり、飲酒してはならない。

第8章 本規則の解釈および施行

第32条 本規則の解釈

競技会中に本規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会が決定する。

第33条 罰則

- 1) 規則違反、または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。
- 2) 本規則に関する罰則および本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

第34条 本規則の施行ならびに記載されていない事項

- 1) 本規則は、本競技会に適用されるもので各競技会参加受付と同時に有効となる。
- 2) 本規則に記載されていない事項についてはJAF国内競技規則とその細則、FIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
- 3) 本規則発行後、JAFにおいて決定された事項は、すべての規則に優先する。

第9章 補足事項

第35条 選手権保持者の認定

- 1) JAF は日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第12条の各クラスの最高得点者を日本選手権保持者として認定する。またシリーズの各部門各クラスの高得点者上位1～6位までを認定する。
- 2) 得点合計の対象は、選手権として成立した当該クラスの競技会の70%（小数点以下四捨五入）とし、高得点順に合計する。ただし、開催された当該選手権クラスの競技会の合計が5競技会に満たない場合は、開催されたすべての競技会が得点の対象となる。
- 3) 複数の競技者が同一得点を得た場合は、下記に従い順位を認定する。
 - ①有効得点（選手権として成立した当該クラスの競技会数の70%（小数点以下四捨五入））の範囲内で高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。
 - ②上記①の回数も同一の場合、当該競技者が獲得したすべての得点のうち、高得点を得た回数の多い順に順位を認定する
 - ③上記②の方法によっても結果が出ない場合には同順位として認定する。ただし、下位の者の順位は繰り上げない。

例) 2位が複数の場合：1位、2位、2位、4位

第36条 得点基準

各選手権競技会の各クラスの競技結果成績に基づき下記の得点を与える。

1) JAF 東北ジムカーナ選手権

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点	1点

*選手権保持者の認定は当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第18条による。

*選手権の成立は当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第15条2, 2)により各部門各クラス3台以上の出走を以って成立する。

2) JMRC東北ジムカーナシリーズ

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点	1点

*得点はJMRC東北加入クラブ所属員及びJMRC東北個人会員に与えられる。

*JMRC東北に未加入の参加者の参加は許され、賞典も与えるが、ポイントは与えられない

JAF 東北地域クラブ競技会（JMRC 東北）
ジムカーナ部会